

## 平成28年産 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の支払実績について

農林水産省は、平成28年産の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の支払実績を取りまとめました。平成28年産の米価は前年より上昇したものの、標準的収入額を下回る地域があったことや、畑作物における収量の減少などから、補てん総額は約179億円となりました。

### ナラシ対策の支払件数と補てん総額

	支払件数	補てん総額
平成28年産	57,064	178.7億円

注：補てん総額は、国費と農業者拠出の合計です。

### （参考）過去のナラシ対策の支払件数及び補てん総額

	支払件数	補てん総額
平成27年産	93,891	332.3億円
平成26年産	58,375	516.4億円
平成25年産	31,876	46.5億円
平成24年産	1,234	1.9億円
平成23年産	5,043	6.7億円
平成22年産	39,516	83.1億円
平成21年産	52,000	188.7億円
平成20年産	21,259	72.0億円
平成19年産	50,210	313.8億円

< 添付資料 >

平成28年産ナラシ対策の支払実績（都道府県別）

ナラシ対策とは

#### 【お問合せ先】

政策統括官付総務・経営安定対策参事官

付経営安定対策室

担当者：土居下、龍、木崎

代表：03-3502-8111（内線5139）

ダイヤルイン：03-6744-2147

FAX：03-6744-7610

平成28年産ナラシ対策の支払実績（都道府県別）

全 国 都 道 府 県		加入件数 (件)	支払件数 (件)	補てん総額 (億円)	(参考1) ※ 米の10a当たり 補てん単価 (円/10a)	(参考2) ※ 米加入面積10haの 場合の補てん額の推計 (万円)
全 国		106,991	57,064	178.65		
北 海 道		19,529	14,857	100.47	0	0
東 北	青 森 県	5,082	24	0.02	0	0
	岩 手 県	3,329	3,125	4.73	3,010	30
	宮 城 県	4,291	4,102	5.89	386	3
	秋 田 県	8,602	188	0.32	0	0
	山 形 県	7,597	1	0.00	0	0
福 島 県	4,878	4,717	0.48	149	1	
関 東	茨 城 県	3,140	2,988	3.40	3,612	36
	栃 木 県	5,230	874	1.32	0	0
	群 馬 県	943	302	0.62	0	0
	埼 玉 県	1,252	1,193	0.70	886	8
	千 葉 県	1,088	1,064	0.46	713	7
	東 京 都	3	3	0.00	1,101	11
	神 奈 川 県	125	124	0.03	1,806	18
	山 梨 県	129	116	0.09	3,849	38
	長 野 県	1,429	1,351	3.10	2,989	29
	静 岡 県	326	321	0.78	3,099	30
北 陸	新 潟 県	12,546	4,140	4.58	0	0
	富 山 県	1,506	377	2.53	0	0
	石 川 県	1,783	1,672	0.93	567	5
	福 井 県	1,163	194	0.12	0	0
東 海	岐 阜 県	663	642	3.46	2,485	24
	愛 知 県	614	463	3.44	145	1
	三 重 県	919	446	2.07	0	0
近 畿	滋 賀 県	2,324	2,291	7.42	2,472	24
	京 都 府	325	298	0.14	1,297	12
	大 阪 府	31	30	0.00	270	2
	兵 庫 県	1,109	860	0.75	2,405	24
	奈 良 県	91	80	0.09	8,366	83
和 歌 山 県	73	0	0.00	0	0	
中 国 ・ 四 国	鳥 取 県	399	380	0.99	3,693	36
	島 根 県	719	98	0.20	0	0
	岡 山 県	858	50	0.15	0	0
	広 島 県	516	32	0.06	0	0
	山 口 県	827	769	0.80	538	5
	徳 島 県	160	10	0.01	0	0
	香 川 県	626	591	0.87	670	6
	愛 媛 県	628	601	0.98	4,151	41
九 州	高 知 県	264	222	0.03	1,469	14
	福 岡 県	2,084	1,282	7.76	0	0
	佐 賀 県	1,573	1,538	14.14	4,380	43
	長 崎 県	753	698	0.20	62	0
	熊 本 県	3,422	1,586	2.31	0	0
	大 分 県	1,353	515	1.36	0	0
	宮 崎 県	1,702	1,512	0.77	2,073	20
鹿 児 島 県	887	337	0.10	0	0	
沖 縄 県	100	0	0.00	0	0	

(注1) 加入件数は、平成28年7月31日時点(熊本県は9月末時点)の積立金納付者の件数である。

(注2) 支払件数及び補てん総額は、平成29年8月31日時点の数値である。

(注3) ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

※ 米の10a当たり補てん単価及び米加入面積10haの場合の補てん額の推計は、20%コースの場合、米のみで試算したものであり、実際の支払では、麦・大豆等との合算相殺がある。また、(参考2)の米加入面積10haの場合の補てん額の推計は、表記上、1万円未満は切り捨てている。

# ナラシ対策とは

米価が下落した際などに収入を補てんする保険的制度です。

## 1 対象者

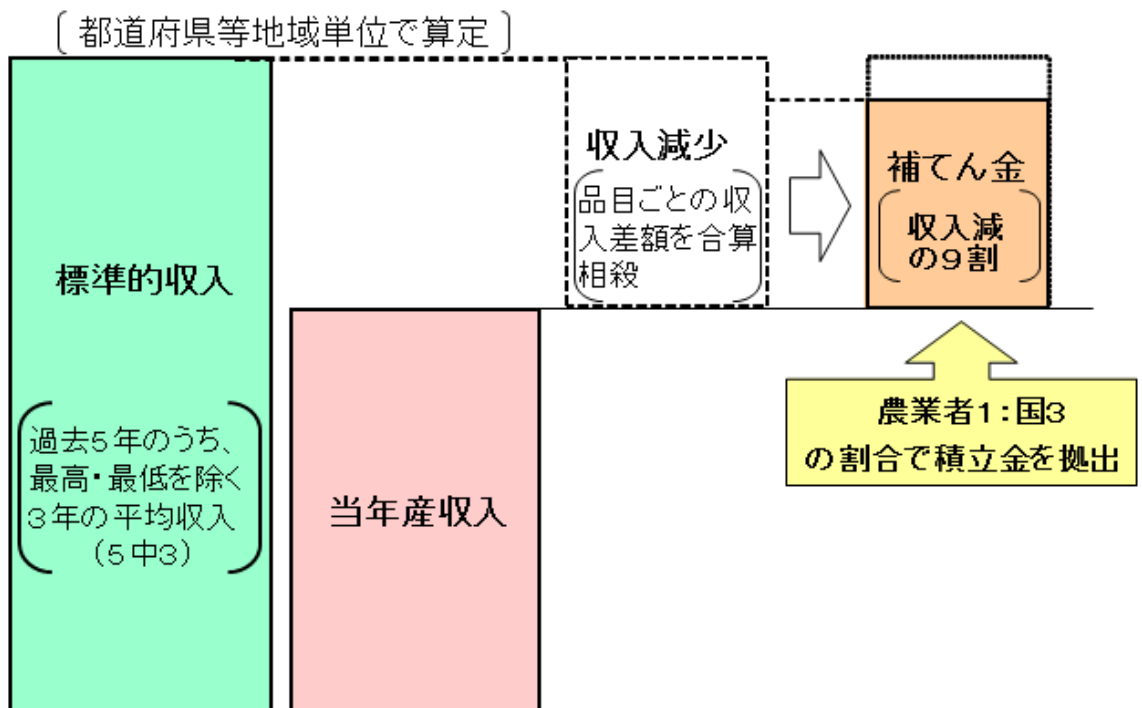
27年産から、認定農業者、認定新規就農者、集落営農が対象  
(規模要件はありません)

## 2 対象品目

米のほか、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

## 3 補てん額

当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。



- ・農業者は対策加入時に、①標準的収入の10%下落まで対応できるコースと②20%下落まで対応できるコースのいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
- ・国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。
- ・補てんは、収穫秋後3月までの価格をみて、5～6月に支払います。